

「荒川水系河川整備計画（案）」について
関係都県知事からいただいたご意見

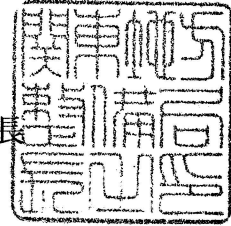
国土交通省関東地方整備局

(写)

国関整河計第102号
平成28年 2月10日

埼玉県知事 様

国土交通省
関東地方整備局長



荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)について(照会)

標記について、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2に基づき、別添のとおり
荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)を作成しましたので、同法第16条の2第5
項により下記の関係書類を添付のうえ、意見を求めます。

記

添付書類: 荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)

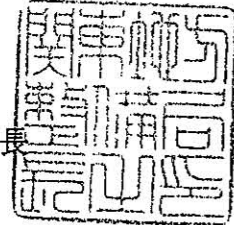
(写)

国関整河計第 104 号

平成 28 年 2 月 10 日

埼玉県知事 様

国土交通省
関東地方整備局長



荒川調節池群改修事業を含む荒川における治水対策の
計画段階評価資料について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業のうち、新規事業採択時評価の前段階において、計画段階評価を行う必要がある事業については、国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を行うとともに、事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証することとしております。

このたび、「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（案）について（以下、「計画案」という。）」（平成 28 年 2 月 10 日付け国関整河計第 102 号）による意見照会にあたり、実施要領第 4、1、（3）に基づき、河川整備計画の策定手続きをもって、評価の手続きが行われたものとしたので、計画案 5. 1. 1（1）5）洪水調節容量の確保に記載した調節池に関して、治水対策の複数案の比較・評価を行った「荒川調節池群改修事業を含む荒川における治水対策の計画段階評価資料」（平成 27 年 12 月 24 日、第 5 回荒川河川整備計画有識者会議資料）を送付いたします。

なお、本資料に対する意見がある場合には、計画案に対する意見照会の際に回答いただけますようお願いいたします。

担当者：関東地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官 石川武彦

電話 048-600-1335

FAX 048-600-1378



(写)

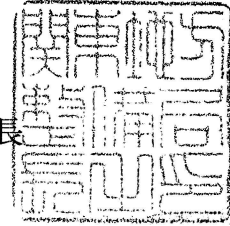
国関整河計第102号

平成28年 2月10日

東京都知事 様

国土交通省

関東地方整備局長



荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案) について (照会)

標記について、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2に基づき、別添のとおり荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付のうえ、意見を求めます。

記

添付書類：荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)



(写)

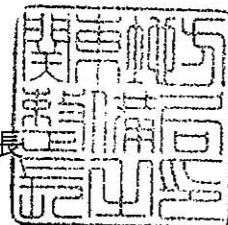
国関整河計第 104 号

平成 28 年 2 月 10 日

東京都知事 様

国土交通省

関東地方整備局長



荒川調節池群改修事業を含む荒川における治水対策の
計画段階評価資料について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業のうち、新規事業採択時評価の前段階において、計画段階評価を行う必要がある事業については、国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を行うとともに、事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証することとしております。

このたび、「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（案）について（以下、「計画案」という。）」（平成 28 年 2 月 10 日付け国関整河計第 102 号）による意見照会にあたり、実施要領第 4、1、（3）に基づき、河川整備計画の策定手続きをもって、評価の手続きが行われたものとしたので、計画案 5. 1. 1（1）5）洪水調節容量の確保に記載した調節池に関して、治水対策の複数案の比較・評価を行った「荒川調節池群改修事業を含む荒川における治水対策の計画段階評価資料」（平成 27 年 12 月 24 日、第 5 回荒川河川整備計画有識者会議資料）を送付いたします。

なお、本資料に対する意見がある場合には、計画案に対する意見照会の際に回答いただけますようお願いいたします。

担当者：関東地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官 石川武彦

電話 048-600-1335

FAX 048-600-1378

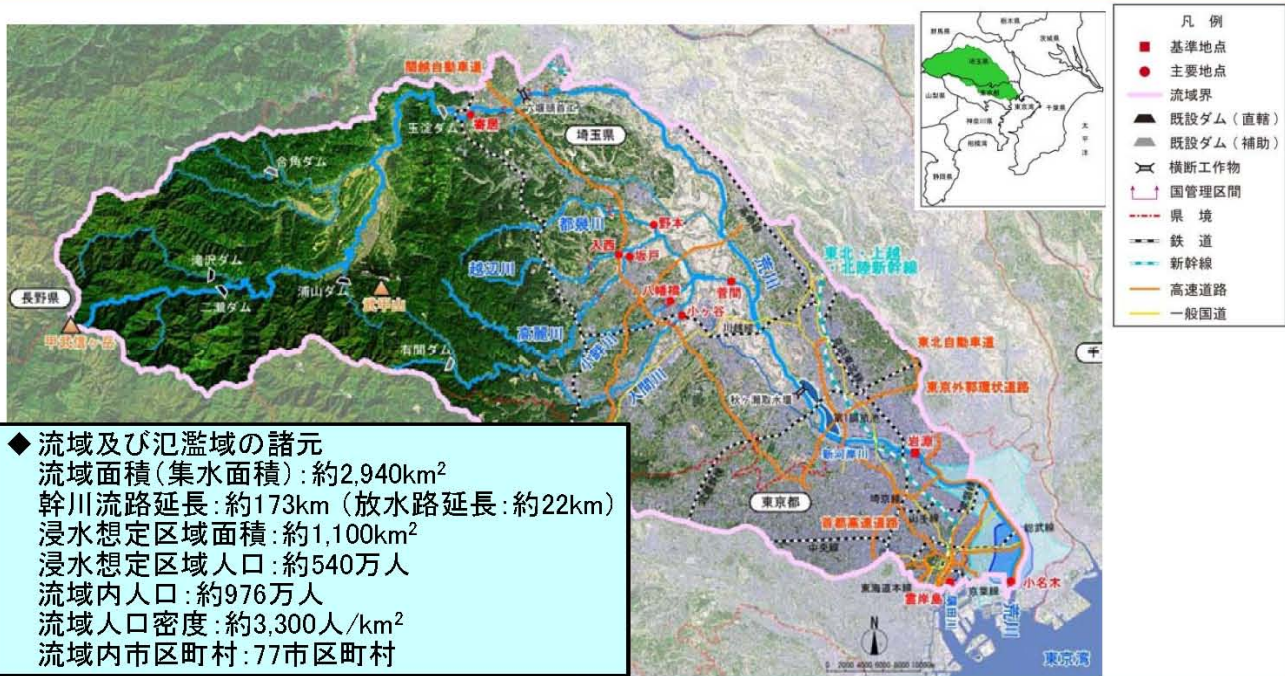
荒川調節池群改修事業を含む 荒川における治水対策の計画段階評価

平成28年2月10日

国土交通省 関東地方整備局

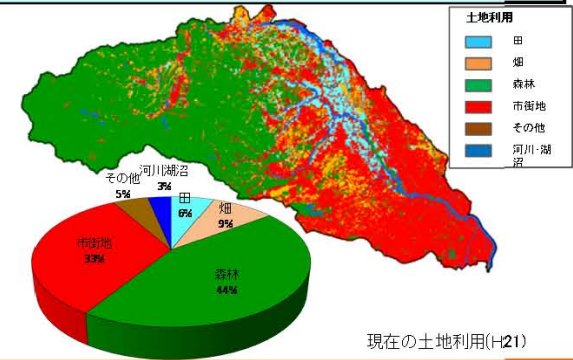
1. 流域及び河川の概要 ①-1 荒川の概要

- 我が国の政治・経済の中枢機能を有する首都東京を貫流している。
- 流域の土地利用の約3割が市街地であり、流域の資産は188兆円に及んでいる。
- 河口から22k区間は、明治時代に整備着手し、昭和5年に完成した人工放水路である。



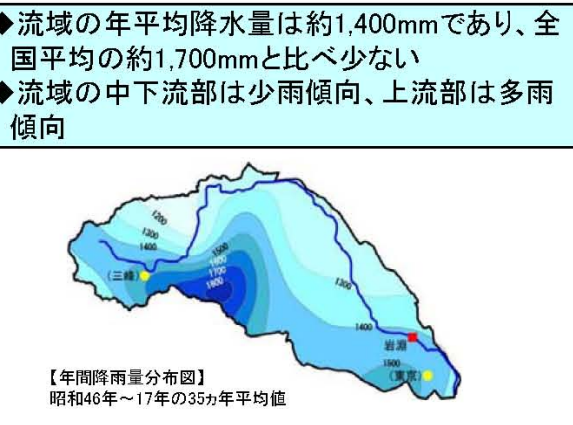
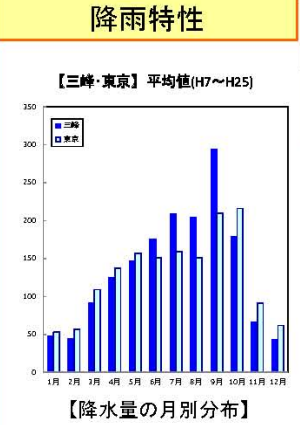
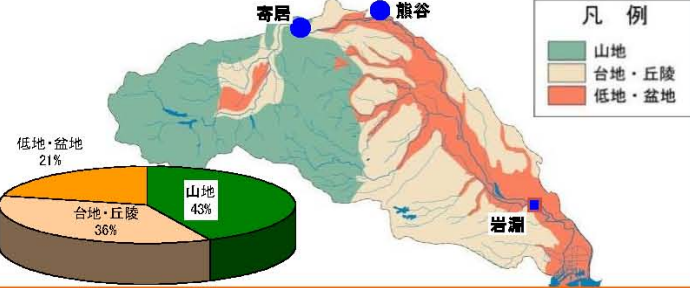
土地利用

◆ 流域の土地利用は44%が森林であり、市街地が33%を占める
◆ 流域内の資産は約188兆円(関東地方全体の約33%)に上る(※関東地方全体の資産額は約564兆)



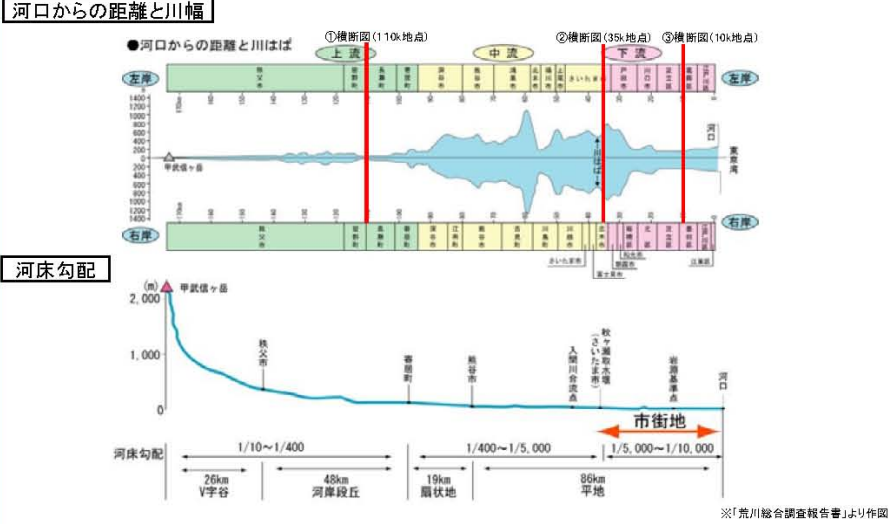
地形特性

◆ 流域の43%は山地、36%は台地・丘陵、21%は低地・盆地
◆ 寄居付近を扇頂部とする扇状地が熊谷市付近まで広がる
◆ 北側に位置する大宮台地と南側に位置する武蔵野台地の間を縫うように沖積地が広がる



河道特性

◆ 荒川本川は、中流部に大きな高水敷を有し、最大で2.5kmの川幅。
22kから下流の放水路区間は約0.5kの川幅
◆ 寄居までの上流部では、1/10~1/400の急勾配、寄居から秋ヶ瀬までの中流部では1/400~1/5,000、秋ヶ瀬から河口までの下流部(感潮域)では1/5,000~1/10,000



荒川における治水対策の計画段階評価

1. 流域及び河川の概要

荒川水系

①-2荒川の概要

- 首都東京を貫流し、沿川の土地利用は高密度に進展しており、また下流沿川はゼロメートル地帯が広範囲に広がっていることから、氾濫した場合の被害は甚大となる。
- 水害に対して脆弱な地下空間が多数存在している。

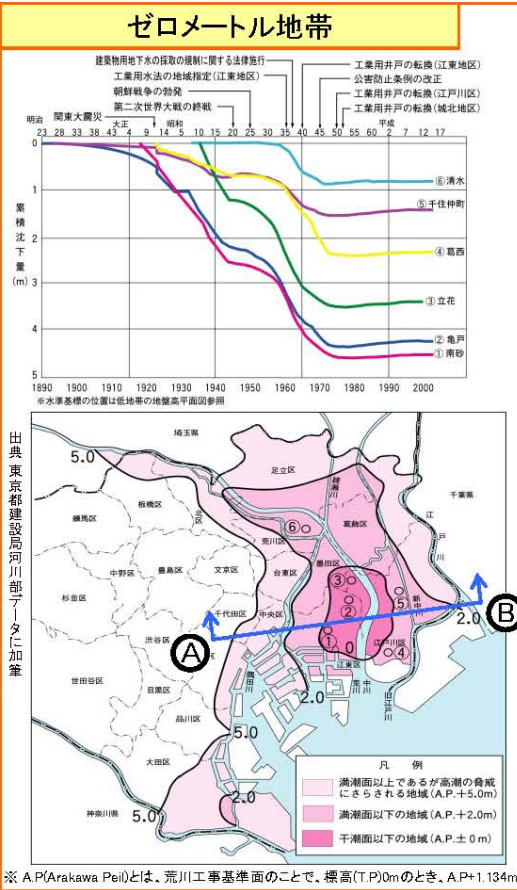
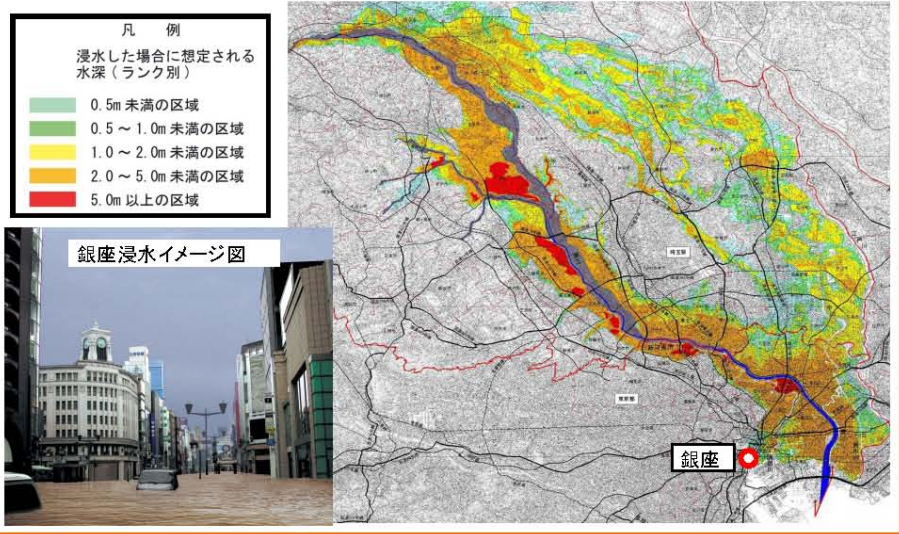
著しい市街化の進展

◆流域の急激な市街化に伴い、河川沿川の土地利用も高密度化

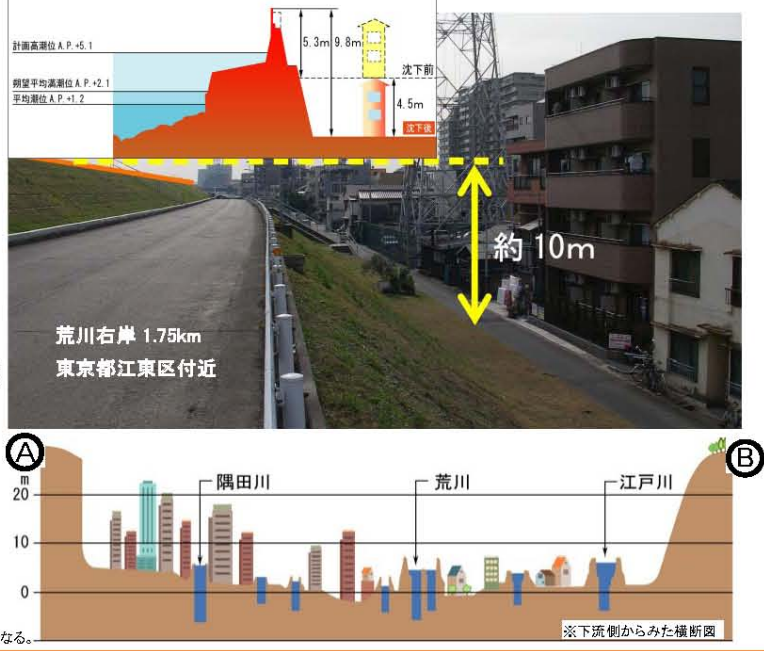


荒川が破堤した場合、被害は甚大

- ◆人口・資産が集積しているため、一度氾濫すると被害は甚大
- ◆浸水区域は、8区、約4,900ha。浸水想定区域内の人口は約68万人、家屋数は約31万戸、想定被害額は約22兆円
(※右岸の21.0k地点(岩淵地点)が破堤した場合の氾濫被害)

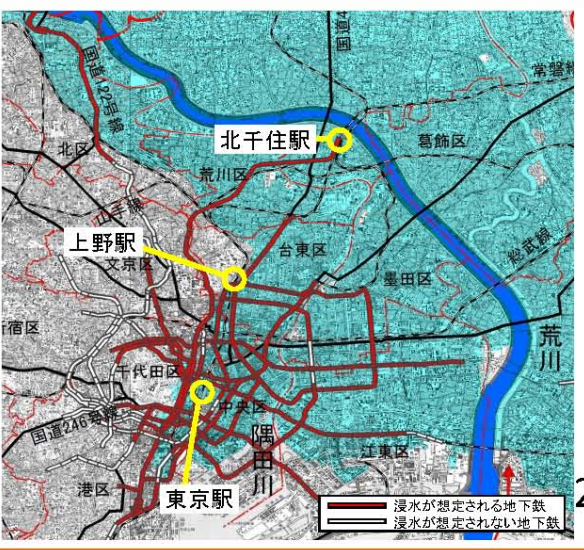


- ◆江東地区では、地盤高が満潮時の平均海面高より低い土地である、ゼロメートル地帯が広く存在
- ◆地下水のくみ上げ等が原因で昭和20年代頃から地盤沈下が顕在化(現在では、地下水の汲み上げ規制により収束化傾向)
- ◆最も沈下した地域では沈下量4.5mを記録



地下空間の被害

- ◆首都圏は地下鉄・地下街など地下空間利用も多い
- ◆荒川が氾濫すると、地下鉄網の半分が浸水する等、被害は甚大
- ◆足立区北千住付近で堤防決壊を想定してシミュレーションを行うと、北千住駅で地下鉄内に流入した氾濫水は約3時間で東京駅周辺に到達



②過去の主な災害実績、河川整備の経緯

- 明治43年の洪水を契機に、翌44年に「荒川改修計画」(計画高水流量4,170m³/s(岩淵))を策定した。大正7年に「荒川上流改修計画」(計画高水流量5,570m³/s(寄居))を策定した。
- たび重なる計画流量以上の洪水の発生や隅田川沿川の都市化の進展を踏まえ、昭和48年に工事实施基本計画を改定した(基本高水のピーク流量14,800m³/s(岩淵)、計画高水流量7,000m³/s(岩淵)、隅田川への分派0m³/s)。
- 平成9年の河川法の改正に伴い平成19年3月に河川整備基本方針を策定した(基本高水のピーク流量14,800m³/s(岩淵)、計画高水流量7,000m³/s(寄居、岩淵)、7,700m³/s(小名木))。

主な洪水と治水対策

明治43年8月洪水(台風)

流量 : —
死者・行方不明者 : 399名
家屋全・半壊及び流失 : 18,147戸
浸水戸数 : 192,613戸(床上), 69,982戸(床下)

明治44年 荒川改修計画(直轄改修着手)

〈計画高水流量〉 : 4,170m³/s (岩淵)
(荒川放水路着手)

大正6年9月洪水(高潮被害)

流量 : —
死者・行方不明者 : 563名
家屋全・半壊及び流失 : 4,256戸
浸水戸数 : 788,952戸(床上)

大正7年 荒川上流改修計画

〈計画高水流量〉 : 5,570m³/s (寄居)
 : 4,170m³/s (岩淵)
〈中流部遊水効果〉 : 1,400m³/s
(横堤、流路直線化に着手)

昭和5年 荒川放水路完成

昭和22年8月洪水(カスリーン台風)

流量 : 11,500m³/s(笹目橋)
死者・行方不明者 : 109名(利根川筋を含む)
家屋全・半壊及び流失 : 509戸
浸水戸数 : 124,896戸(床上) 79,814戸(床下)

昭和38年 二潮ダム完成

目的 : 洪水調節・かんがい・発電
諸元 : 有効貯水容量 2,180万m³

昭和40年 荒川水系工事实施基本計画

〈計画高水流量〉 : 5,570m³/s (寄居)
〈計画高水流量〉 : 4,170m³/s (岩淵)

昭和48年 荒川水系工事实施基本計画 改定

〈基本高水のピーク流量〉 : 14,800m³/s (岩淵)
〈計画高水流量〉 : 7,000m³/s (岩淵)
(計画規模を1/200、隅田川への分派を0m³/sと改定)

昭和57年8月洪水(台風18号)

流量 : 5,700m³/s(笹目橋)
死者・行方不明者 : 1名
浸水戸数 : 6,931戸(床上), 12,363戸(床下)

昭和63年 荒川水系工事实施基本計画 改定

〈基本高水のピーク流量〉 : 14,800m³/s (岩淵)
〈計画高水流量〉 : 7,000m³/s (岩淵)
(高規格堤防の位置付け)

平成4年 荒川水系工事实施基本計画 改定

〈基本高水のピーク流量〉 : 14,800m³/s (岩淵)
〈計画高水流量〉 : 7,000m³/s (岩淵)
(本川水位の影響を受ける区間の高規格堤防化の位置付け)

平成11年 浦山ダム完成

目的 : 洪水調節・流水の正常な機能の維持・発電・水道用水・発電
諸元 : 有効貯水容量 5,600万m³

平成11年8月洪水(熱帯低気圧)

流量 : 8,000m³/s(笹目橋)
死者・行方不明者 : 0名
家屋全・半壊及び流失 : 2戸
浸水戸数 : 622戸(床上), 1,741戸(床下)

平成16年 荒川第一調節池完成

目的 : 洪水調節・都市用水
諸元 : 治水容量 3,900万m³

平成19年 荒川水系河川整備基本方針

〈基本高水のピーク流量〉 : 14,800m³/s (岩淵)
〈計画高水流量〉 : 7,000m³/s (寄居、岩淵)
 : 7,700m³/s (小名木)

平成23年 滝沢ダム完成

目的 : 洪水調節・流水の正常な機能の維持・水道用水
諸元 : 有効貯水容量 5,800万m³

※ 流量値は実績降雨による計算値
※ 洪水調節量は見込んでおらず
※ 浸水も無い場合の流量

明治43年8月洪水(台風)

- 8月初旬から続いた長雨に加え、8月8日から10日にかけ、秩父の山岳地帯で300～400mmの豪雨
- 荒川流域内の堤防決壊は178箇所、延長約10km
- 寛保2年(1742年)以来の大水害、東京の下町のほとんどが泥の海となった

明治43年8月出水被害状況

流量 : —
死者・行方不明者 : 399人
家屋全・半壊及び流失戸数 : 18,147戸
浸水家屋戸数 : 床上浸水 192,613戸
 床下浸水 69,982戸

亀戸町屋上生活の惨状

※ 浸水家屋戸数
埼玉県気象百年、東京市史稿
東京都水害誌、東京都水防計画(資料編)を元に整理

昭和22年9月洪水(カスリーン台風)

- 9月の初旬から停滞していた前線による降雨は接近する台風の影響で激しさを増した
- 荒川流域内の降雨は、秩父地方で610mmを記録
- 岩淵地点の計画高水位(当時)を約1.12m上回った

昭和22年9月出水被害状況

流量 : 11,500(m³/s)
死者・行方不明者 : 109人
家屋全・半壊及び流失戸数 : 509戸
浸水家屋戸数 : 床上浸水 124,896戸
 床下浸水 79,814戸

被災地域の状況(葛飾区)

利根川筋の被害を含む
※ 浸水家屋戸数
埼玉県気象百年、東京市史稿
東京都水害誌、東京都水防計画(資料編)を元に整理

平成11年8月洪水(熱帯低気圧)

- 東京湾南海上の熱帯低気圧により発達した雨雲が関東地方に入り込み、荒川流域内に豪雨をもたらした
- 三峰観測所では降り始めからの雨量が498mmで戦後2番目の雨量
流域平均3日雨量(治水橋上流域)354mm

平成11年8月出水被害状況

流量 : 8,000(m³/s)
死者・行方不明者 : 0人
家屋全・半壊及び流失戸数 : 2戸
浸水家屋戸数 : 床上浸水 622戸
 床下浸水 1,741戸

入間川、小畔川、越辺川合流点付近

※ 浸水家屋戸数
水害統計を元に荒川流域の全ての被害を計上



2. 課題の把握 原因の分析

①課題の把握

- 下流部は、政治、経済等の諸機能が極めて高度に集積するとともに、人口や建物が密集し、地下空間も大規模かつ複雑に利用されている。
- 現在の荒川(岩淵地点を含む下流の区間)の安全度は、年超過確率が概ね1/30~1/40にとどまっている。
- 戦後最大の洪水であるカスリーン台風規模の洪水が発生した場合、堤防が決壊し、甚大な人的、物的被害が発生する。また、ゼロメートル地帯では、浸水が長期化し、被災した地域の復旧・復興には多大の費用と時間を要する。

市街化の状況

◆下流部においては、流域に市街地が広がっており、堤防が決壊した際の被害は甚大となる。

平常時

洪水時

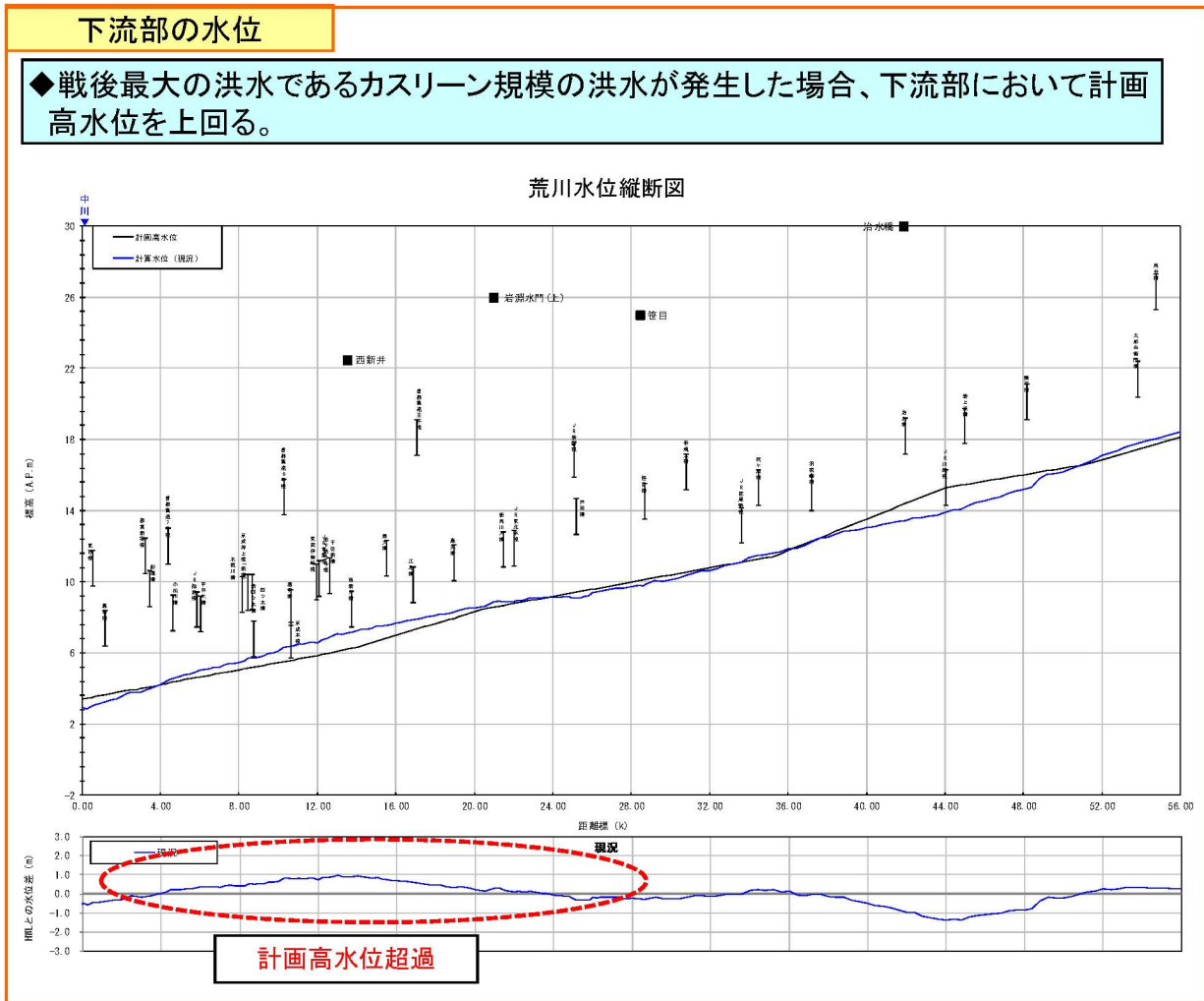


20.5k~22.5k付近

銀座浸水イメージ図

地下鉄への浸水イメージ図

堤防決壊の被害イメージ



観測との水位差 (m)

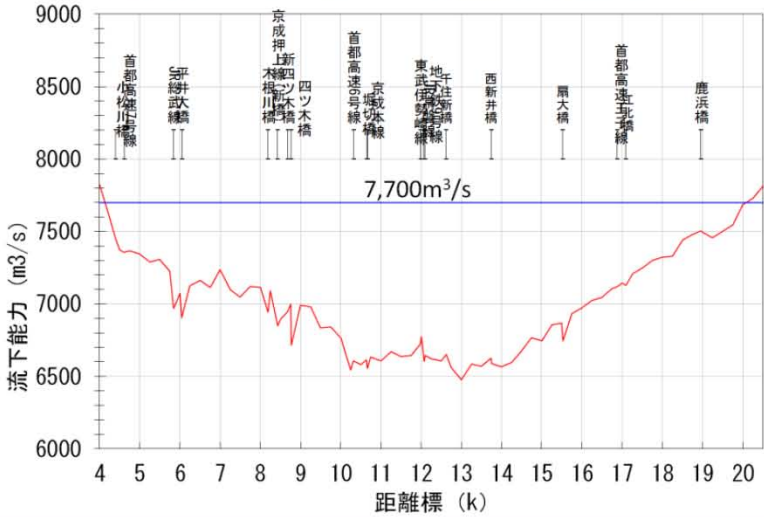
計画高水位超過

②原因の分析

- 下流部は人工的に開削した放水路の区間であり、約20kmにわたって流下能力が不足している。
- 中流部は、計画上の必要な断面を満たしていない堤防の区間が長い。
- 必要な洪水調節容量(基本高水のピーク流量14,800m³/s(岩淵)、洪水調節施設により7,800m³/sを調節し、計画高水流量7,700m³/s(下流区間))に対し、完成施設が荒川第一調節池、二瀬ダム、浦山ダム、滝沢ダムの4箇所にとどまっており、洪水調節容量が不足している。

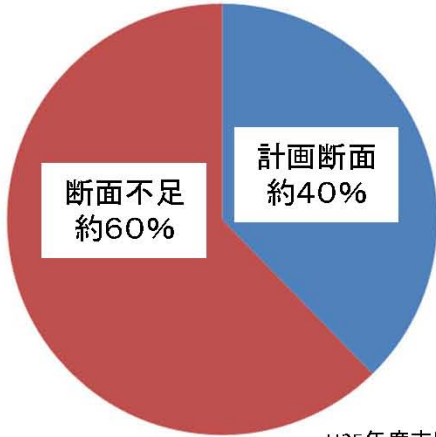
下流部の流下能力不足

- ◆下流部の堤防の整備は、概ね完成しているが、流下能力不足となっている。



中流部の堤防整備状況

- ◆荒川の中流部における堤防の整備率は、約40%となっており、氾濫すると甚大な被害が生じる下流部を先行して整備してきたため低い状況にある。



洪水調節容量の不足

- ◆大きな洪水調節容量(14,800m³/sに対し7,800m³/s)が必要。
- ◆完成施設は、荒川第一調節池、二瀬ダム、浦山ダム、滝沢ダムの4箇所。
- ◆計画の治水容量約371百万m³のうち、残り約254百万m³を確保する必要がある。



浦山ダム
治水容量 2,300万m³
完成年 平成11年



滝沢ダム
治水容量 3,300万m³
完成年 平成23年



二瀬ダム
治水容量 2,180万m³
完成年 昭和36年



荒川第一調節池
治水容量 3,900万m³
完成年 平成16年

3. 達成すべき政策目標の明確化、具体的な達成目標の設定

①政策目標

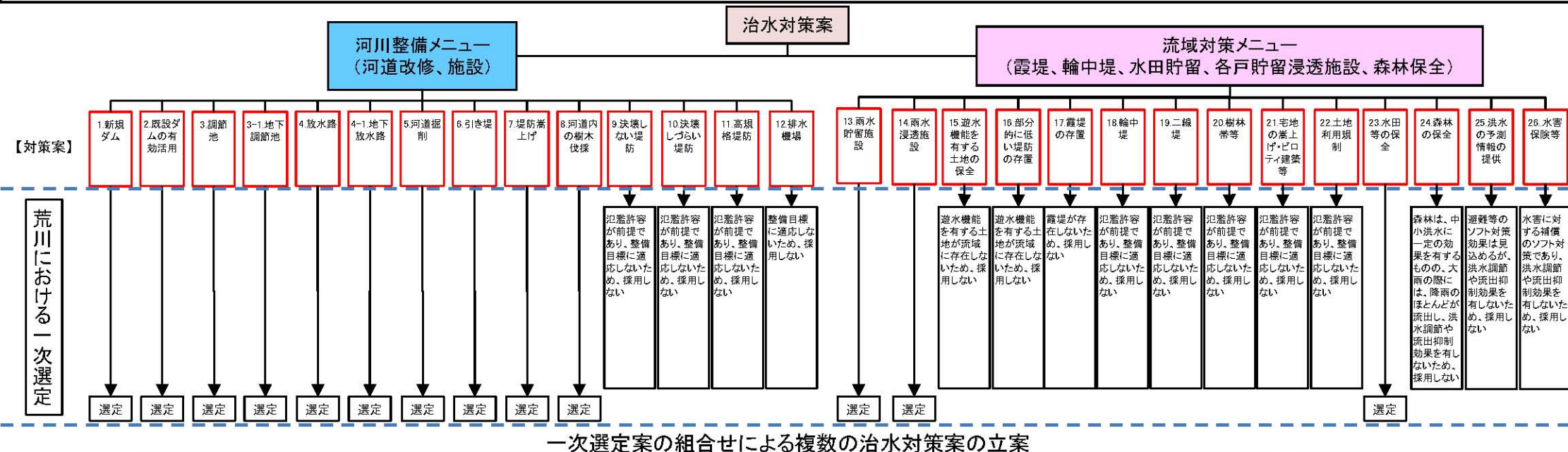
■荒川の治水安全度の向上

②具体的な達成目標

■荒川水系河川整備計画（原案）の目標である、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水が発生しても災害の発生
の防止を図る

4. 複数案の提示、比較、評価

- 治水対策案より、荒川での**具体的な達成目標**に対して**目的、効果が適応するメニュー**を一次選定により抽出。
- 一次選定した治水対策を組み合わせ、複数の治水対策案(①～⑨)を立案。



一次選定案の組合せによる複数の治水対策案の立案

一次選定 対策案	河川整備メニュー(施設)					
	新規ダム	既設ダムの有効活用	調節池	地下調節池	放水路	地下放水路
選定理由	河道のピーク流量を低減させることができる	河道のピーク流量を低減させることができる	河道のピーク流量を低減させることができる	河道のピーク流量を低減させることができる	河道のピーク流量を低減させることができる	河道のピーク流量を低減させることができる
治水対策 案	河道内樹木伐採(全ての案で共通して行う)					
	①新規ダムを中心とする案 (新規ダム+河道掘削※)	②既設ダム嵩上げを中心とする案 (既設ダム嵩上げ+河道掘削※)	③調節池を中心とする案 (調節池+河道掘削※)	③-1地下調節池案	④放水路案	④-1地下放水路案

一次選定 対策案	河川整備メニュー(河道改修)			流域対策メニュー		
	河道掘削	引き堤	堤防嵩上げ	雨水貯留施設	雨水浸透施設	水田等の保全
選定理由	河道の流下能力を向上させる効果がある	河道の流下能力を向上させる効果がある	河道の流下能力を向上させる効果がある	河道のピーク流量を低減させる場合がある	河道のピーク流量を低減させる場合がある	畦畔のかさ上げ等により治水上の機能を向上させることが可能
治水対策 案	河道内樹木伐採(全ての案で共通して行う)					
	⑤河道掘削案	⑥引き堤案	⑦堤防嵩上げ案	⑧雨水貯留・雨水浸透施設を中心とする案 (雨水貯留施設＋雨水浸透対策＋河道掘削※)		⑨水田等の保水機能の向上を中心とする案 (水田等の保水機能の向上＋河道掘削※)

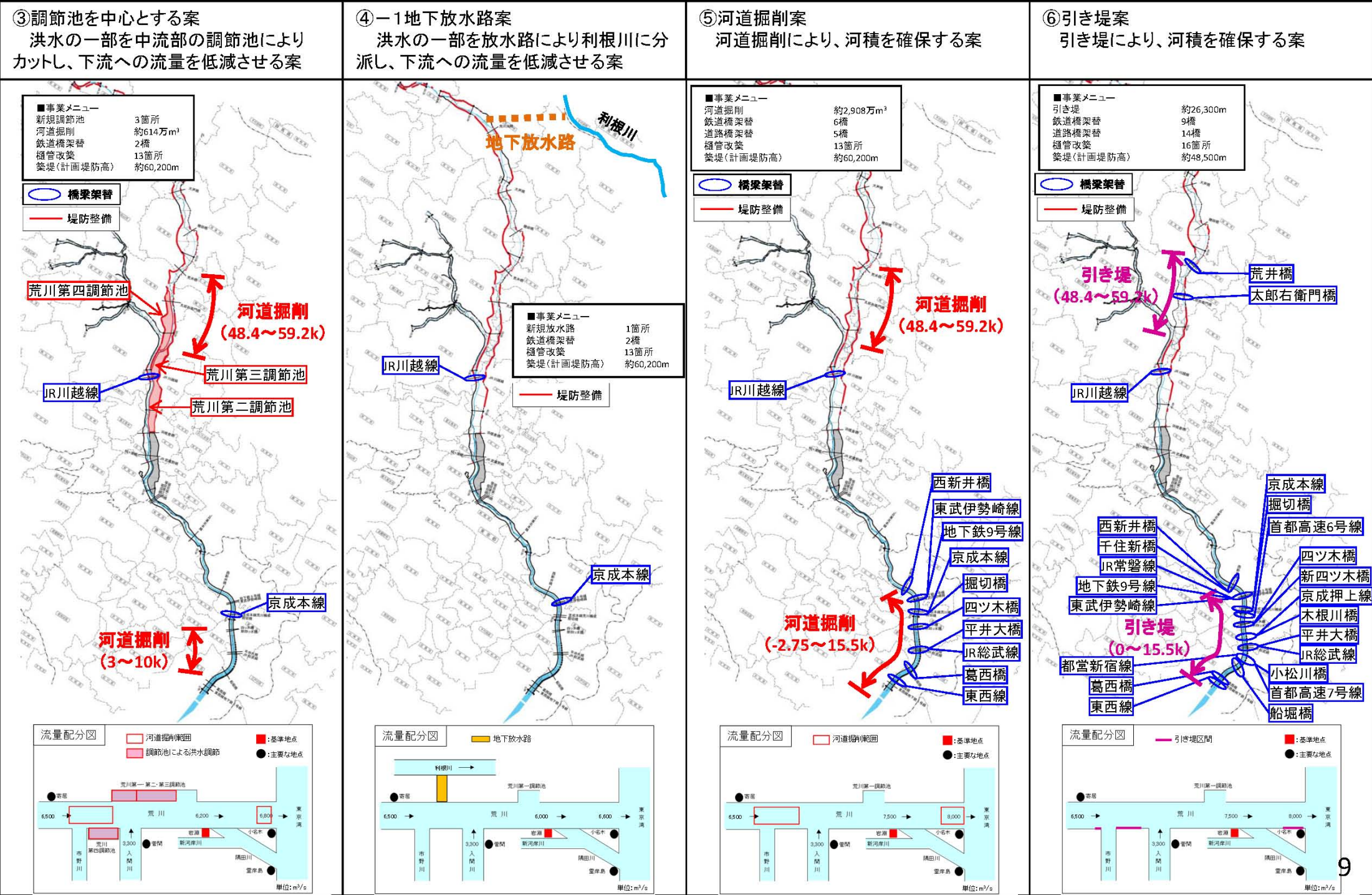
※対策案のみで、具体的な達成目標を達成できない場合には、組み合わせる対策として安価な河道河道掘削を選択している。

■ 一次選定案の組合せにより立案した複数の治水対策案(①～⑨)について、**具体的な達成目標**を達成可能で、**荒川で現状において実現可能な案**であるかの観点で二次選定を行い、総合評価を行う対策案を抽出。

複数の治水対策案についての二次選定

メニュー	治水対策案		荒川における実現可能性	二次選定
河川整備メニュー	①	新規ダムを中心とする案 新規ダム + 河道掘削※	荒川の広大な河川敷を活用した治水対策を実施する方がコスト面で有利 (荒川上流ダム再開発事業のダム事業検証においても同様の理由により、「中止」の対応方針が決定(平成24年12月)しており、現在もこの状況に変化はない)	×
	②	既設ダム嵩上げを中心とする案 既設ダム嵩上げ + 河道掘削※	既存ダムの浦山ダム・滝沢ダムの嵩上げは技術的に困難 (荒川上流ダム再開発事業のダム事業検証においてはも同様の理由により、「中止」との対応方針が決定(平成24年12月)しており、現在もこの状況に変化はない)	×
	③	調節池を中心とする案 調節池 + 河道掘削※		○
	③-1	地下調節池案 地下調節池	地上の調節池と同等の規模の調節池が必要となり、想定出来る場所が無く実現性に乏しい	×
	④	放水路案 放水路	市街化が進行した地域のため、地上での放水路建設の適地が無い	×
	④-1	地下放水路案 地下放水路		○
	⑤	河道掘削案 河道掘削		○
	⑥	引き堤案 引き堤		○
	⑦	堤防嵩上げ案 堤防嵩上げ	堤防嵩上げ区間では、万一破堤した場合の被害が、現在よりも大きい	×
流域対策メニュー	⑧	雨水貯留施設・雨水浸透施設を中心とする案 雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 河道掘削※	雨水貯留施設及び雨水浸透施設は、洪水のピークに対して効果は小さい	×
	⑨	水田等の保水機能の向上を中心とする案 水田等の保水機能の向上 + 河道掘削※	水田等の保水機能の向上は、洪水のピークに対して効果は小さい	×

※対策案のみで、具体的な達成目標を達成できない場合には、組み合わせる対策として安価な河道河道掘削を選択している。



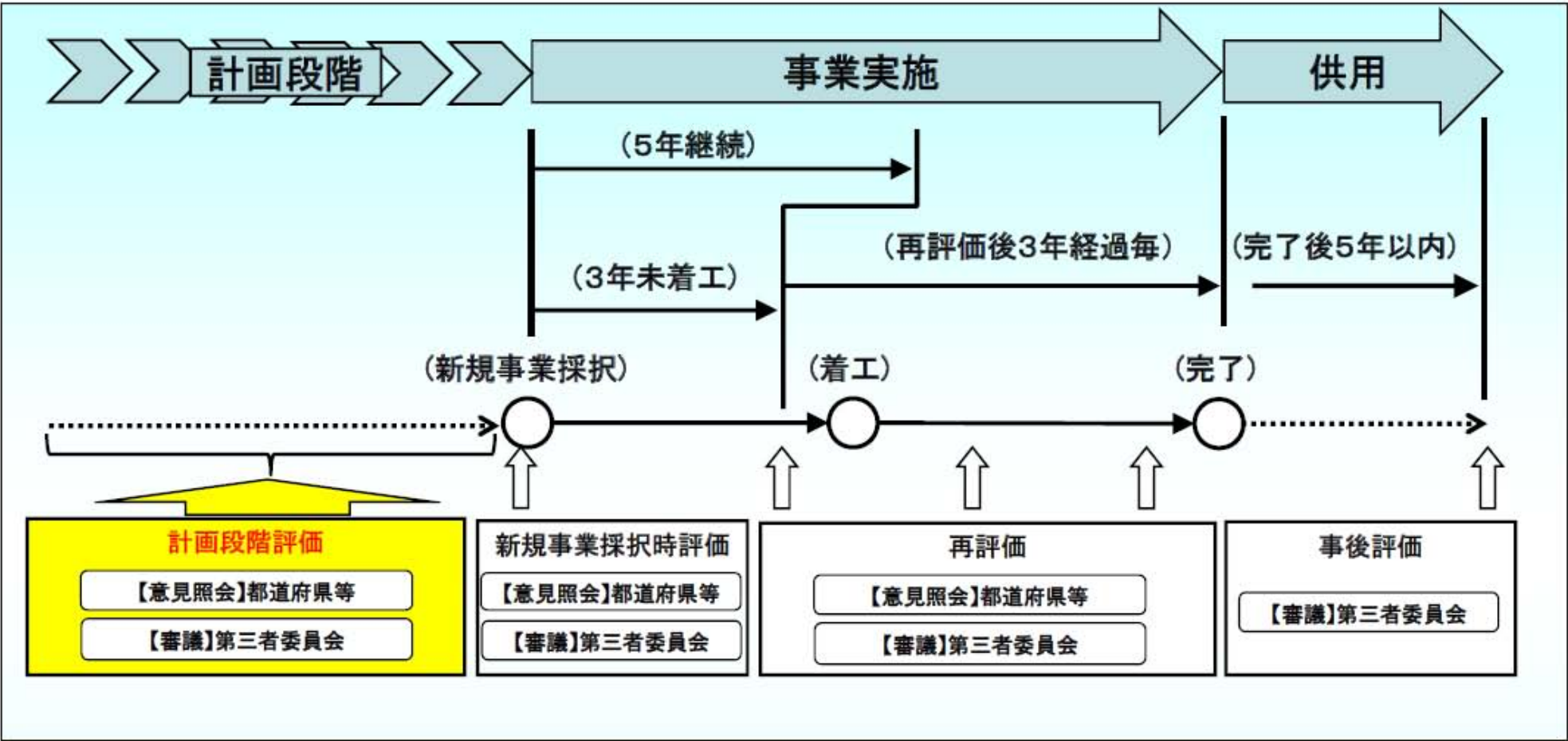
二次選定により抽出された治水対策案の総合評価

治水対策案 評価軸	③調節池を中心とする案	④-1地下放水路案	⑤河道掘削案	⑥引き堤案
治水安全度	・目標とする治水安全度を確保 ・調節池の効果は事業完了時点で発現	・目標とする治水安全度を確保 ・地下放水路の効果は事業完了時点で発現	・目標とする治水安全度を確保 ・整備効果は順次発現	・目標とする治水安全度を確保 ・整備効果は順次発現
コスト	完成までに要する費用 約3,500億円(約2,500億円)※ 維持管理に要する費用 約1,700億円(約20億円)※(50年間)	完成までに要する費用 約19,200億円(約15,700億円)※ 維持管理に要する費用 約2,700億円(約1,040億円)※(50年間)	完成までに要する費用 約7,100億円(約6,100億円)※ 維持管理に要する費用 約6,200億円(約4,500億円)※(50年間)	完成までに要する費用 約26,400億円(約25,300億円)※ 維持管理に要する費用 約1,700億円(0億円)※(50年間)
実現性	・調節池の用地取得等に土地所有者との調整が必要。 ・法制度上、技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・分流先の利根川において、流下能力を向上させる方策が別途必要となる。 ・経路上の地下埋設物について管理者との調整が必要。 ・法制度上、技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・下流部の河道掘削区間での橋梁架替や交差する道路について管理者との調整が必要。 ・法制度上、技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・引き堤区間の用地取得、家屋補償等に土地所有者との調整が必要。 ・法制度上、技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。
持続性	・持続的な監視・観測が必要であるが、管理実績があり、適切な維持管理により持続可能である。	・持続的な監視・観測が必要であるが、管理実績があり、適切な維持管理により持続可能である。	・下流部の河道掘削は、定期的な維持浚渫が必要となり、継続的に土砂処分場を確保する必要がある。 ・持続的な監視・観測が必要であるが、管理実績があり、適切な維持管理により持続可能である。	・持続的な監視・観測が必要であるが、管理実績があり、適切な維持管理により持続可能である。
柔軟性	・調節池は地形上又は構造上可能な範囲内の改良等、一定程度柔軟な対応が可能である。	・放水路は技術的に可能であるが、経路が限られるため柔軟な対応は容易ではない。	・河道掘削の掘削量や掘削範囲の調整により、一定程度柔軟な対応が可能である。	・引き堤は技術的に可能であるが、橋梁や水門・樋管等の更なる改築に伴い、柔軟な対応は容易ではない。
地域社会への影響	・施工中は土砂運搬車両等の通行等により、周辺地域への影響が想定されるものの、影響範囲は限定的と考えられる。	・施工の為の縦坑周辺の家屋移転が必要となる。 ・利根川に放流するため、地域社会への影響は大きい。 ・施工中は土砂運搬車両等の通行等により、周辺地域への影響が想定されるものの、影響範囲は限定的と考えられる。	・施工中は土砂運搬車両等の通行等により、周辺地域への影響が想定されるものの、影響範囲は限定的と考えられる。	・家屋移転が大規模で影響が大きい。 ・施工中は土砂運搬車両等の通行等により、周辺地域への影響が想定されるものの、影響範囲は限定的と考えられる。
環境への影響	・囲堯堤等の整備により、景観が変化するが、影響は限定的であると考えられる。 ・調節池の整備は、動植物の生息・生育・繁殖環境に影響を与える可能性があり環境保全措置を講ずる必要がある。	・放水路の掘削による景観への影響はないと考えられる。	・低水路部分の掘削による景観への影響はないと考えられる。 ・下流部の河道掘削は、低水路部分が掘削されることとなり、低水路部分の魚類や底生動物の生息・繁殖環境に影響を与える可能性があり環境保全措置を講ずる必要があると考えられる。 ・下流部の高水敷はグラウンド等、多様に利用されており、掘削する事への影響が大きい。	・下流部の引き堤区間では、堤防が引き堤されることで景観が変化するが、影響は限定的と考えられる。 ・引き堤により、高水敷の動植物の生息・生育・繁殖環境に影響を与える可能性があり環境保全措置を講ずる必要がある。
総合評価	○			

※コストのうち、最も有利な案となった「調節池を中心とする案」の調節池相当分を記載

5. 対応方針(原案)

4案のうち、「コスト」について最も有利な案は、案①「調節池を中心とする案」であり、他の評価項目でも当該評価を覆すほどの要素がないと考えられるため、**案①による対策が妥当。**



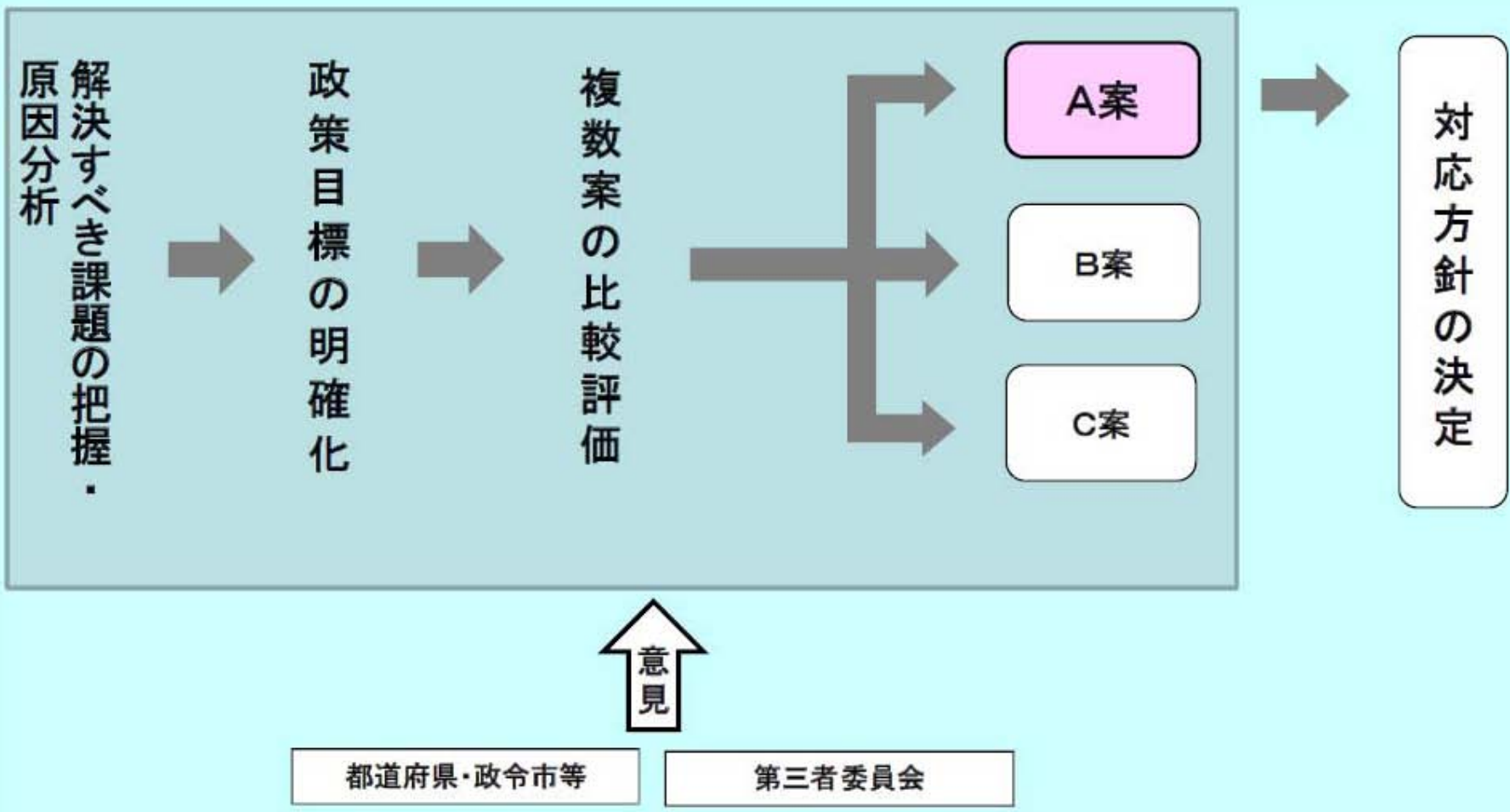
- 【計画段階評価】** 新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。
- 【新規事業採択時評価】** 新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的な視点から採択優先度を決定するとともに、予算上の制約条件等を考慮の上、新規採択箇所を決定するもの。
- 【再評価】** 事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。
- 【完了後の事後評価】** 事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階における国土交通省の独自の取組みとして、計画段階評価を直轄事業等において実施

- 地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を実施
- 事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証

事業評価の流れ



■対象とする事業及び実施時期

- ・国土交通省が所管する直轄事業等のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業を除く事業(右表)。
- ・評価の実施時期は、新規事業採択時評価の手続きの着手前までとする。

■実施手続き、結果等の公表

- ・評価の実施主体は本省又は地方支分部局。
- ・評価の実施主体は、評価に必要な資料を作成し、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。
本省は、対応方針を決定する。
- ・河川事業、ダム事業については、当該事業の複数案の比較・評価を行い、学識経験者等から構成される委員会等及び都道府県の意見聴取を経て、河川整備計画の策定等を行う場合には、評価の手続きが行われたものとすることができる。
- ・評価を実施した年度末もしくは新規事業採択時評価の手続きの着手前いずれか早い時期までに結果を公表する。

■評価手法の策定

- ・事業種別ごとに評価手法を策定する。

■評価の視点

- ・解決すべき課題・背景を把握し、原因を分析する。
- ・政策目標を明確化する。
- ・評価項目を設定し、複数案にて比較・評価を実施する。

<対象とする事業>

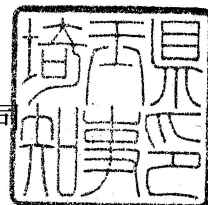
所管部局	対象とする事業
水管理・国土保全局	河川事業
	ダム事業
	砂防事業
	地すべり対策事業
水管理・国土保全局 港湾局	海岸事業
道路局	新設・改築事業
港湾局	港湾整備事業
航空局	空港整備事業
都市局	都市公園事業

河 砂 第 5 9 0 号

平成28年 3月 2日

国土交通省 関東地方整備局長 様

埼玉県知事 上田 清司



荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)について(回答)

平成28年2月10日付け国関整河計第102号で照会のあった標記に対する意見について、下記のとおり回答します。

記

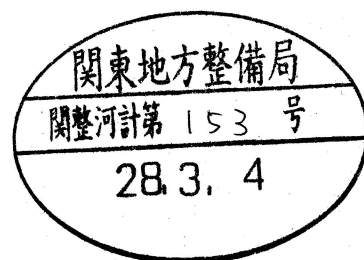
荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)について異存はない。

荒川の治水対策は県民の安心安全を確保する上で非常に重要な課題であり、河川整備計画の1日も早い実現に向け、早急に整備を進めていただきたい。

あわせて、事業の実施に当たっては事前に関係機関と協議・調整し、地元の意向を反映するよう努めるとともに、引き続きコスト縮減に留意し、効率的・効果的な整備をお願いする。

また、関係市町村長の意見は別紙のとおりであるので、参考にされたい。

なお、平成28年2月10日付け国関整河計第104号で送付された荒川調節池群改修事業を含む荒川における治水対策の計画段階評価資料について意見はない。



【別紙】

「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)」に対する意見について

市町村名	意見の内容
さいたま市	「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)」について、さいたま市としましては、意見ございません。今後、今回策定される河川整備計画が一日も早く実現するよう、要望いたします。
川越市	荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)について、着実に実施していただきたい。JR川越線橋梁の架替について、早期に事業化を図っていただきたい。
鴻巣市	意見はありません。また、本市については浸水想定区域に含まれていることから、早急な整備の実施をお願いいたします。
上尾市	整備計画の早期実現を図りたい。なお、第三・第四調節池計画については、上尾市・地元住民・関係機関との十分な協議をお願いしたい。
草加市	荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)について、草加市としては意見ありません。計画に基づき、早急な整備を要望いたします。
越谷市	意見はありません。荒川水系河川整備計画が一日も早く、実現するよう要望いたします。
桶川市	1 P43 5. 1. 1 (1) 5) 洪水調節容量の確保について、調節池の整備については、冠水橋である樋詰橋やサイクリングロード等の冠水について、十分にご配慮願いたい。 2 P43 5. 1. 1 (1) 5) 洪水調節容量の確保について、調節池の整備計画については、計画地内の民間施設及び農地について、最大限ご配慮願いたい。 また、埼玉県防災航空センター(ヘリポート)は、現在、当市が計画している道の駅と防災面での機能連携を検討しており、本計画に影響がないよう最大限ご配慮願いたい。 3 P48 5. 1. 1 (6) 内水対策については、江川の排水先となる荒川の宮下樋管の整備について、計画への位置付けをお願いしたい。 4 P48 5. 1. 1 (6) 内水対策についての表5-12「※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施工することがある。」については、「※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施工する」と表記を修正して頂きたい。
久喜市	当該河川整備計画の案につきましては、意見はありません。浸水想定区域に属する本市としましては、当該河川整備計画に位置付けられております治水対策の早期実現をお願いいたします。
三郷市	本計画案に対する三郷市としての意見はありません。三郷市は、浸水想定区域に含まれていることから、計画に基づく早急な整備を要望いたします。

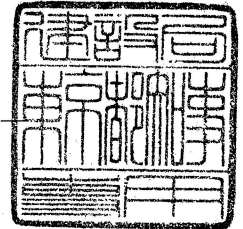


27建河計第278号
平成28年2月29日

国土交通省
関東地方整備局長
石川 雄一 殿

東京都知事

舛添 要



荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(案)について(回答)

平成28年2月10日付国関整河計第102号で照会があった標記について、
下記のとおり回答いたします。

記

荒川の整備の推進については、東京都として要望してきたところである。従って、本計画に基づき、継続して、荒川の整備を早期に進め、治水安全度及び利水安全度の向上などを図ること。

なお、今後の実施にあたっては別紙のとおり対応すること。



東京都及び関係区の意見

- ・荒川については、漁業権が設定されている区間であり、工事に当たっては、漁業者及び遊漁者に十分配慮するとともに関係漁協（東京東部漁協）及び島しょ農林水産総合センター等の水産部局に対し事前説明等をされたい。
- ・河道掘削等の実施に当たっては、汽水域に生息するシジミ等への影響が最小限となるよう河床高変動等への配慮されたい。
- ・ダム貯水池に堆積した土砂をダムの下に還元するに当たっては、事前事後の調査・検討をし、排砂による濁水等が下流域のシジミ・ウナギ等の生息に影響を及ぼさないようにされたい。
- ・下流域ではヤマトシジミ等の漁業が行われており、漁業権が設定されているが、計画（案）の河川空間の利用項目の中に記載がないため、シジミ等漁業・漁業権について記載されたい。
(産業労働局)

- ・当該計画に基づき、荒川の整備を早期に進めることにより、洪水・高潮等による災害に対する安全性の向上を図っていただきたい。また、東日本大震災を踏まえ、東京都では、最大級の地震が来た場合でも安全が確保できるように、堤防や水門等の耐震・耐水対策を進めているが、ゼロメートル地帯は荒川の下流部にあることから、国においても地震・津波遡上対策を確実に進め、安全確保を速やかに図っていただきたい。特に、木下川排水機場樋管の耐震対策を早期に実施されたい。

(建設局)

- ・東京都の水道水源の約8割は、利根川・荒川水系に依存しています。このような中、同水系では近年の降雨状況から、ダムから安定的に供給できる水量（安定供給可能量）が、当初計画していた水量よりも低下していることが明らかとなっています。また、東京都が取水している秋ヶ瀬取水堰上流の河川水質は、入間川等の支川からのアンモニア態窒素を始めとした汚濁負荷が大きく、浄水場の原水水質に大きな影響を与えています。このため、荒川水系河川整備計画に基づく施策の立案、実施にあたっては、首都東京の安定給水に影響を及ぼさないよう、必要な河川流量を確保するとともに、荒川流域の下水道整備事業等の水環境改善施策の推進により良質な河川水質の確保をお願いされたい。併せて、当局に係る水道施設の工事及び維持管理に支障とならないよう、整備にあたっては、事前に協議・調整をお願いされたい。
(水道局)

- ・区民の生活の安全性を高めるため、河川管理施設の整備を早期に実施し、治水機能の向上を図っていただきたい。(中央区)

・P. 43 5) 洪水調節容量の確保について

- 下流部への洪水負荷を低減させるため、中流部で計画されている調節池の整備を積極的に進めていただきたい。(墨田区)

- ・高潮堤防の断面形状に対して高さ等が不足している区間については、早期に整備完了し、安全性を確保していただきたい。
- ・ゼロメートル地帯の堤防に対する地震対策については、早期に整備完了し、安全性を確保していただきたい。(江東区)

- ・北区赤羽3丁目付近のJR東北線の橋梁部周辺の対策については、早期に対策を講じて頂きたい。
- ・洪水調整池については、下流の負荷の低減が期待できるため、荒川第二調整池など早期に完成して頂きたい。(北区)

- ・笹目橋の周辺対策を早期に実施し、治水安全度の向上をはかること。
- ・中流部の調節池の早期を早期に完成し、治水安全度の向上をはかること。(板橋区)

- ・葛飾区は、地震や水害などの災害に対して脆弱な地域であることから、本案にある「5. 河川の整備の実施に関する事項」に掲げられた取り組みについては、とりわけ早期に完成させ、治水安全度の向上を図っていただきたい。
- ・京成本線荒川橋梁架替事業を早期に完成させ、治水安全度の向上を図っていただきたい。
- ・河道掘削等による流下能力の向上とともに線上降水帯による強雨等も考慮し、荒川第二調節池、荒川第三調節池及び荒川第四調節池の調節池群の整備を早期に完成させ、治水安全度の向上を図っていただきたい。(葛飾区)

- ・江戸川区民の安全・安心を高めるため、河川施設の早期整備を要望します。特に、荒川の最下流に位置する本区にとっては、洪水を一時的に貯留する調整池や洪水に対して決壊しない高規格堤防の早期整備・実現を強く要望します。(江戸川区)